

議案第9号

加西の酒で乾杯を推進する条例の制定について

加西の酒で乾杯を推進する条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年2月25日提出

加西市長 西村 和 平

加西の酒で乾杯を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、加西の酒による乾杯を推進することにより、農家の生産意識の向上、加西の酒の消費拡大及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「加西の酒」とは、加西市で生産されたブランド酒米「山田錦」を原料に醸造された日本酒、加西市の特産品であるぶどう「加西ゴールデンベリーA」を原料に醸造されたワイン及びその他加西市産農産物を原料とした酒類等をいう。

(市の役割)

第3条 市は、加西の酒による乾杯とその普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(農家の役割)

第4条 農家は、誇りを持って「山田錦」及び「加西ゴールデンベリーA」等農産物の生産に取り組むとともに、生産技術の向上と継承に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 加西の酒の生産、販売、提供等に関する事業を行う者は、加西の酒による乾杯とその普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は、市及び事業者の行う加西の酒による乾杯とその普及の促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

(配慮)

第7条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(審議資料)

市、農家及び事業者の役割並びに市民の協力を定め、「加西の酒」による乾杯を推進することにより、農家の生産意識の向上、加西の酒の消費拡大及び地域の活性化を図ろうとするもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成26年3月定例会

議案等の件名	議案第9号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西の酒で乾杯を推進する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

大吟醸など高級日本酒の原材料として高く評価されている酒米山田錦は、加西市でも多く生産されている。また、加西市の特産品「加西ゴールドベリーA」は昭和40年代から生産され、市場でも評価されている。また、「高峰」や酒米野条穂を使用した「喜縁」、どぶろくの「女切峠」など集落に根ざした日本酒も販売されており、「加西ゴールドベリーA」を原料としたワインも製造されている。これら「加西の酒」による乾杯を推進することにより、農家の生産意識の向上及び加西の酒の消費拡大を目的とする。

②【検討した他の政策等の内容】

特になし

③【他の自治体の類似する政策との比較】

三木市「日本酒による乾杯を推進する条例」
 加東市「日本酒による乾杯を推進する条例」
 西宮市「清酒の普及の促進に関する条例」

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	3	地域の豊かさと元気を取り戻す産業造り
基本計画	09	地域資源を活用した産業振興

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

特になし

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

「加西の酒」フェアなどの実施による費用200千円/年をブランド協議会より支出する予定

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

特になし

⑨【政策の効果予測】

農家の山田錦増産意欲の拡大及び「加西の酒」の消費拡大による経済効果

担当部局	担当課	添付資料の有無
地域振興部	農政課	有・ 無